

UPMサプライヤーおよび第三者規範

はじめに

UPMは信頼できるビジネスパートナーになることを目指しており、責任感のある倫理的な慣行が、UPMと利害関係者双方にとって長期的な価値を生み出すと確信しています。UPMは、高潔さへの取り組みを行動規範に記録しました。UPMの指針は、いかなる状況でも、高潔さの基準を損なわないものとし、サプライヤーと第三者の仲介者に対しても同様の基準を満たすことを期待しています。

すべてのUPMサプライヤーと第三者の仲介者（UPMを代表して業務を行う代理店、コンサルタント、アドバイザー、合弁会社、現地パートナー、販売会社など）は、UPMの本サプライヤーおよび第三者規範に規定された基準に従うものとし、本サプライヤーおよび第三者規範では、すべてのサプライヤーと第三者に求める最低限の業績レベルを規定しています。

本サプライヤーおよび第三者規範の最新版は、UPMのWebサイトから入手できます。

1. 高潔さへの取り組み

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- すべての適用法と規制を遵守する。
- サプライヤーまたは第三者が本サプライヤーおよび第三者規範を遵守できない場合は、UPMにただちに通知する。

2. 人々と人権を尊重

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 国際労働機関（ILO）の基本条約および国連グローバルインパクトの10原則である国際人権章典を遵守する。
- 思想、意見、表現、宗教の自由などの普遍的な人権と平和的な集会を実施する権利を尊重し、人種、年齢、国籍、性別、性的指向に基づいた差別を行わない。
- 労働時間と対価に関するILO基本条約と現地規定を遵守し、いかなる業務や活動でもあらゆる形態の強制労働や児童労働を行わず、また、15歳未満の労働者を採用しない。業務で強制労働または児童労働を行ったことが発覚した場合、サプライヤーや第三者は、UPMにただちに通知し、UPMが同意する原則に従って事態の改善を図る。
- 業務の影響を受ける従業員や訪問者などの人々の健康、安全、セキュリティを保護する。
- UPMの施設で働く、または施設を訪問する際、UPMの安全要件を遵守し、安全に関する必要なトレーニングを実施する。

公開資料
2016年11月3日

UPMサプライヤーおよび第三者規範

3. 環境への影響や製品の安全性への配慮

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 土壌、水、生物学的多様性、空気などの環境への悪影響を最小限に抑える。
- UPMの業務、製品、またはUPMが所有するお客様資産により発生した廃棄物を管理する（規制や製造業者の指示に応じた有害廃棄物の処理を含む）。

4. いかなる汚職や贈収賄も許可しない

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- いかなる状況でも、直接的または間接的に、国家公務員や民間企業の個人への賄賂の支払い、提供、承認を行わない。
- いかなる状況でも、直接的または間接的に、当事者から賄賂の受領、催促、容認を行わない。
- 贈収賄や汚職などの不適切な行為に見えるような活動を慎む。
- 業務内で汚職や贈収賄を防止する適切な手順を維持する。
- UPMの従業員に汚職や贈収賄が認められた場合は、UPMにただちに通知する。

5. ビジネスの透明性

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 適用法のもとで正式に設立され存続する法人となる。
- ビジネスを行い、UPMと契約を結び、それに従って義務を履行する権利を持つ。
- UPMに影響を与える可能性のある負債について、信頼できる保険会社との有効な損害賠償保険および適切な保険契約を維持する。
- 発生する可能性のあるリスクを認識し、適切なリスク緩和手順を作成し、それらのリスクがUPMのビジネスに影響を及ぼす可能性がある場合にはUPMにただちに通知する。
- 該当するすべての課税立法を遵守し、当局が設定したすべての税金およびその他の公的な支払いを行う。
- 該当するすべてのマネーロンダリング防止法と貿易制裁体制を遵守する。

6. 競争法の遵守

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 該当するすべての競争法を遵守するとともに、競争上禁止されているお客様、販売会社、サプライヤーなどのビジネスパートナーとの契約締結、取引慣行、会合への参加、またはその他の反競争的行為を行わない。

7. 資産と情報の保護

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- UPMの資産を大切に扱う。
- UPMの機密情報を不正使用や開示から保護する。
- UPMの承認を得ることなく、UPMに関する発表、プレスリリース、またはその他の開示情報を公開しない。
- 他者の知的財産権を尊重する。
- UPMとのあらゆる利害の対立を回避し、そうした状況が発生した場合はUPMにただちに通知する。

8. 責任ある調達

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- ビジネスパートナーを把握し、慎重に選択することで、不法な事業活動に関与するリスク、または本サプライヤーおよび第三者規範の要件に違反するリスクを特定および緩和する。
- すべての商取引について、完全で正確な記録を保持する。
- 本サプライヤーおよび第三者規範に規定されている要件を、サプライチェーンのその他の段階にも適用するよう努める。

9. 利害関係者や社会との関与

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 利害関係者とオープンに透明性をもってコミュニケーションし、利害関係者との対話を促進する。
- 可能な限り、地域社会の幸福と発展に貢献する。
- 地方自治体とビジネスを行う場合は、反汚職法に違反しておらず、本サプライヤーおよび第三者規範の原則に従って協力が行われていることを確認する。

公開資料
2016年11月3日

UPMサプライヤーおよび第三者規範

10. 全社的なコンプライアンス

UPMサプライヤーおよび第三者は、以下を行うものとします。

- 社内外のリソースによって実施されるオンサイト監査を通じて、UPMによる本サプライヤーおよび第三者規範への遵守の検証を許可する。
- UPMの調査にタイムリーに対応する。
- 法律もしくは本サプライヤーおよび第三者規範に違反した場合、または是正措置を取ることに失敗した場合は、契約違反と見なされ、UPMはサプライヤーまたは第三者との取引関係を打ち切る権利を有することを理解する。
- 不正行為の懸念の匿名での提起、改善案の提案、一般的なフィードバックの提供を行う手段を従業員に提供する。
- 本サプライヤーおよび第三者規範への違反が疑われるまたは認められる場合は、UPMにただちに報告する。報告は、以下を通じて匿名で行うことができます。

Web : www.upm.com/reportmisconduct
電子メール : reportmisconduct@upm.com
郵送 : UPM-Kymmene Corporation
Head of Internal Audit/Complaint
P. O. Box 380
FI-00101 Helsinki
Finland

不正行為の報告は、UPMが慎重に確認し、可能な限り最大限に極秘に取り扱われます。